











保健福祉課より

合同金婚式を開催します!

本町では、結婚五十周年を経過し、夫婦共に健在の方々を対象に、平成29 年度合同金婚式を**平成29年10月24日(火)**に予定しています。

自分たちが対象ではないかと思われる方は、本庁保健福祉課又は、支所住 民生活課へ7月10日(月)までに必ずご連絡ください。

①昭和42年1月1日から同年12月31日までに婚姻届を出し、夫婦とも健在

今年1月以降にどちらかが死亡されている場合も該当します。

②婚姻当時の事情で届出の遅れた方々で、第1子が昭和42年中に出生して いる場合は該当します。



お問い合わせ先 本庁 保健福祉課 福祉チーム 🏗 22-3042 支所 住民生活課 民生チーム 🏗 25-2511

国民健康保険の制度が変わります

~平成30年度から国保の財政運営は市町村から都道府県へ~

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して病院にかかることができるよう、加入者の皆さんで お金を出し合ってお互いに支え合っていく制度です。

なぜ 都道府県に 変わるの?

国保の現状と課題

国保の加入者は、年齢構成が高く医療費水準が高い構造となっているた め、国保税などの収入よりも医療費などで支出するお金のほうが多く、市 町村単位では安定した財政運営が難しいのが現状です。



制度改正による財政の安定

平成27年5月27日に「持続的な医療保険制度を構築するための国民健康 保険法等の一部を改正する法律」が成立し、市町村で行っていた財政運営 を都道府県が責任主体となることで、安定的な国保運営を図ることになり ました。

なにが 変わるの?



大きな変更点は以下のとおり

- ①医療給付など国保事業に必要なお金を各市町村が納付金として都道府県に 納めます。
- ②都道府県が各市町村の医療費水準や所得水準を基に市町村ごとの納付金 を決定します。併せて納付金の納付に必要な市町村ごとの標準保険税率 を示します。
- ③市町村は、都道府県が示した標準税率を参考に保険税率を決定します。

※これまで市町村で行っていた保険証の発行や、保険税の賦課・徴収などは引き続き市町村で行います。 今後、保険税率が決定した場合は広報等を通じて皆様へお知らせします。

(お問い合わせ先) 本庁 保健福祉課保険チーム ☎ 22-3041 支所 住民生活課民生チーム ☎ 25-2511